

藤沢市重層的支援体制整備事業

実施計画

— 地域共生社会の実現に向けて —

2023年（令和5年）3月
藤沢市福祉部 地域共生社会推進室

はじめに

本市ではこれまで、少子高齢化の進展に伴う社会経済状況の変化や、地域生活課題の複合化・複雑化などに対応するために、高齢者を対象とする地域包括ケアシステムの考え方を世代や属性を超えたものへと普遍化し、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちをめざす「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。

特に、本市の特徴といえる「行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり」を基盤とした包括的な支援体制の整備に向けて、地域の縁側をはじめとする居場所や多世代交流の場の整備、幅広く生活困窮者の支援にあたるバックアップふじわらの設置、そして市社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカーの配置などに積極的に取り組んできました。

一方、国においても、高齢者への地域包括ケアシステムは引き続き推進しつつ、様々な課題に直面している地域社会を持続可能なものとするために、地域における課題解決力の強化と、相談支援体制の構築により、市町村における包括的な支援体制の整備を推進することで、誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」をめざすこととし、平成28年度以降、具体的な検討が進められ、平成29年6月、その基盤となる改正社会福祉法が公布されました。

そして、市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和2年6月、社会福祉法のさらなる改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施について努力義務が課せられました。

この「重層的支援体制整備事業」は、「包括的な支援体制の整備」を具現化する一つの手法であり、その活用により本市がこれまでに取り組んできた諸施策・諸事業の、さらなる深化につながるものと考えられます。

本市としては、先行して取り組んできた施策・事業の体系的整理と、国による補助金等の一括交付金化への対応を検討しながら、重層的支援体制整備事業への移行準備を進めてきたところであり、「藤沢型地域包括ケアシステム」と、社会福祉法における地域福祉の新たな役割との整合性を図りつつ、「包括的な支援体制の整備」をさらに推進するため、本格実施に向けて本計画を策定したものです。

目 次

I. 諸概念の関係性の整理	1
1. 地域福祉の推進と地域共生社会	1
2. 社会福祉法と藤沢型地域包括ケアシステム	2
II. 重層的支援体制整備事業とは	5
1. 重層的支援体制整備事業の全体像	5
2. 重層的支援体制整備事業の枠組み	5
3. 支援会議	7
4. 包括的な支援体制の整備に必要な施策	7
III. 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（総論）	9
1. 計画の位置付け	9
2. 計画期間	10
3. 計画全体のイメージ	10
IV. 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（各論・実施体制）	11
1. 包括的相談支援事業	11
2. 地域づくり事業	14
3. 多機関協働事業等	17
(1) 多機関協働事業	17
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	19
(3) 参加支援事業	20
V. 計画の推進体制	22
VI. 地域共生社会に向けて	23

I. 諸概念の関係性の整理

1. 地域福祉の推進と地域共生社会

「地域福祉」という表現は、社会福祉基礎構造改革における社会福祉法の施行（平成12年6月社会福祉事業法から改称）により法律上初めて明文化され、社会福祉を目的とする全ての事業の共通的、基本的な展開方法として「地域福祉」が位置付けられました。また、その推進主体として、地域住民、社会福祉事業経営者、社会福祉活動者が相互に連携に努めることが明確にされました。

その後、地域福祉の推進に関しては、当時の社会福祉法の規定や、平成14年の「社会保障審議会福祉部会とりまとめ」で示された理念と基本目標を踏まえ、市町村においては地域福祉計画の策定等を通じて取組が進められてきました。

そして、平成29年6月及び令和2年6月に公布された一連の改正社会福祉法（以下個別に「～年改正法」又はあわせて単に「改正法」と表現します。）においては、地域福祉の推進にあたっては、地域生活課題※の把握と解決を図ることに留意するなど、その理念がより具体的に示されるとともに、その目的は、地域共生社会※の実現をめざすものであることが明確に規定されました。

トピックス

※地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題のほか、地域社会からの孤立など、福祉サービスを必要とする地域住民が、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題

社会福祉法第4条第3項の要約

※地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

2. 社会福祉法と藤沢型地域包括ケアシステム

本市では、平成27年度から、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、13地区ごとの特性等に応じた取組と、地域を基盤とした相談支援体制の確立を基本理念とする「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進してきました。その最大の目的は、従来の高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム※」の考え方を普遍化することにより、包括的な支援体制の構築をめざすものです（図表1）。

トピックス

※地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み

（図表1）



「藤沢型地域包括ケアシステム」がめざすもの（平成27年度～）

柱となる3つの基本理念

1 全世代・全対象型地域包括ケア

子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民が対象

2 地域の特性や課題・ニーズに応じた取組

13地区ごとに、地域で培った文化、歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくり

3 地域を基盤とした総合的・包括的な相談支援体制

（社会的孤立や制度の狭間の問題にも対応）

支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けることができる、相談支援体制の確立

「地域包括ケア」を世代や属性を超えたものへと普遍化し、包括的な支援体制を構築する

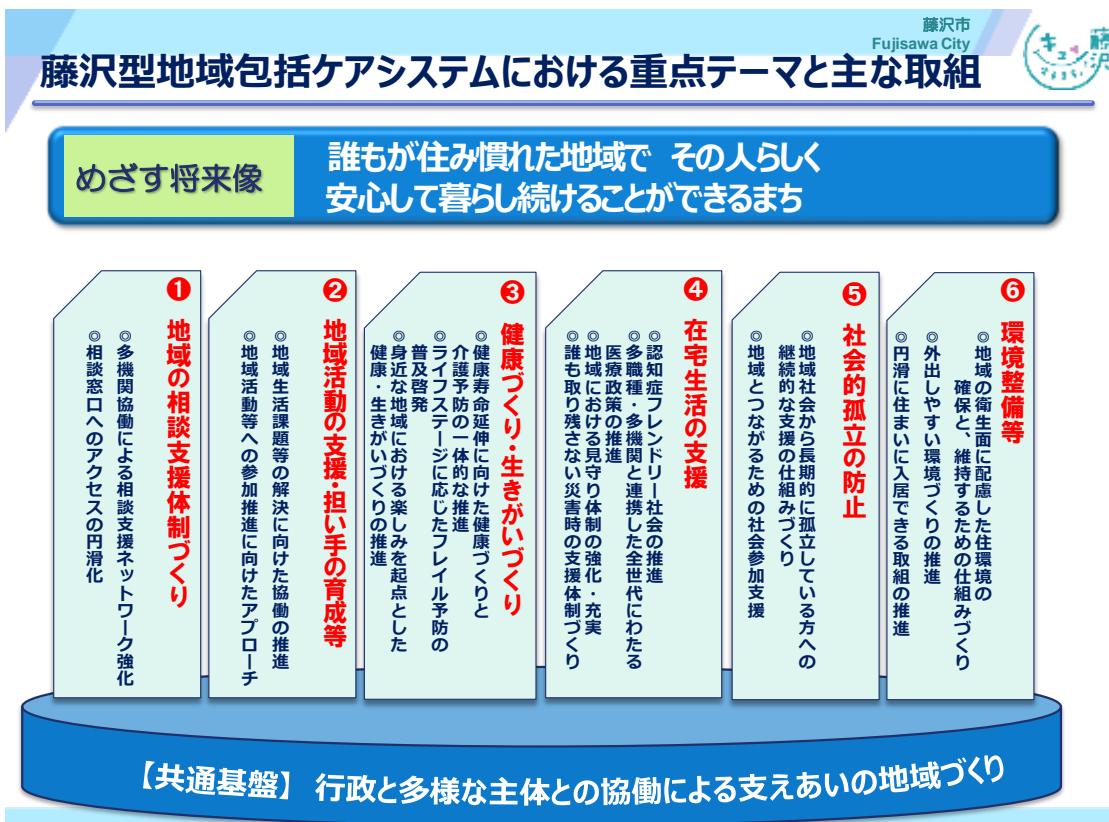
そして、めざす将来像として「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるまち」を掲げ、「行政と多様な主体との協働による支えあいの地域づくり」を共通基盤としながら、6本の重点テーマを柱に、府内横断的な連携※による取組を進めています（次ページ図表2）。

トピックス

※庁内横断的な連携

「藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた庁内検討委員会」を設置し、6本の重点テーマごとに関係課で構成する専門部会や分科会で取組を協議・検討している。

(図表2)



このことは、まさに改正法で規定された、市町村による「包括的な支援体制の整備※」と、地域福祉推進の目的である「共生する地域社会（地域共生社会）の実現」に向けた取組そのものであり、具体的手法として創設された「重層的支援体制整備事業」についても、本市がこれまでに取り組んできた諸施策・諸事業の、さらなる深化につながるものと捉えています。

以上のような、社会福祉法と藤沢型地域包括ケアシステムにおける諸概念の関係性を整理すると、次ページの図表3のようになります。

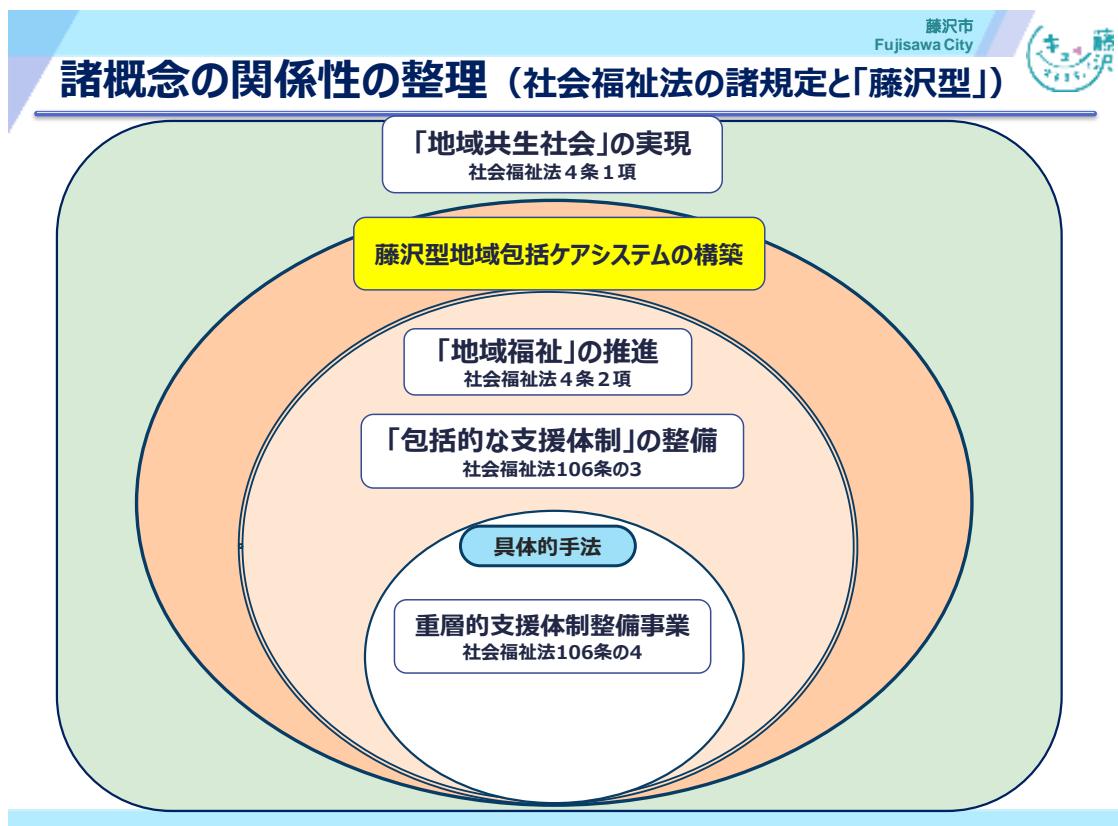
なお、平成29年改正法で法定計画（努力義務）とされた地域福祉計画についても、本市では「藤沢市地域福祉計画2026」の中で、「藤沢型地域包括ケアシステム」の考え方や方向性を踏まえ、地域福祉を総合的に推進することとしています。

トピックス

※包括的な支援体制の整備

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を市町村が整備すること。平成29年改正法で努力義務として規定され、令和2年改正法で重層的支援体制整備事業の実施が具体的手法の一つとして加えられた。

(図表3)



II. 重層的支援体制整備事業とは

1. 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業は、市町村が、地域における複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための具体的手法として、令和2年改正法において創設されました（実施は任意）。

また、同事業を実施する場合には、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとされました。

厚生労働省による自治体事務マニュアルによれば、事業の全体像は、次の3つの柱からなる支援を一体的に展開するもので、地域生活課題を抱えるすべての住民を事業の対象者とし、個別支援と地域支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした、重層的なセーフティネットの構築をめざすものとされています。

➤ 相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

➤ 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

➤ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

そして、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の2つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。

2. 重層的支援体制整備事業の枠組み

上記1. で示した全体像を、厚生労働省による「重層的支援体制整備事業実施要綱」に基づき、具体的事業の枠組みとして整理すると、次のようになります。

(1) 包括的相談支援事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている相談支援の取組を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず、住民からの相談を幅広く受け止め、分野横断的な相談支援体制を整備する。

(2) 地域づくり事業

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、属性にかかわらず住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

(3) 多機関協働事業等

ア 多機関協働事業

複合化・複雑化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、全体の調整機能の役割を果たすもので、主に支援者を支援する役割を担う。

なお、多機関協働事業者は、「**重層的支援会議※**」の主催者となり、本事業並びに次のイ及びウに掲げる事業において、支援プラン策定、再プラン策定、支援終結及び支援中断の各タイミングに際しては必ず、その他必要がある場合は適宜、重層的支援会議を開催する。

イ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期間ひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるために、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けた支援を行う。

ウ 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現をめざす。

トピックス

※重層的支援会議

会議の役割は、①支援プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を基本とするほか、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために必要な役割を柔軟に担う。参加者は、市町村と多機関協働事業者に加え、包括的相談支援事業、継続的支援事業、参加支援事業の各事業者も原則として参加する。また、状況に応じて地域の関係者や、本人を招くことも可能。

なお、以上の事業の枠組みを、既存の事業も含めて整理したものが、図表4になります。

(図表4)



「重層的支援体制整備事業」の枠組みと既存事業との関係性等	
事業の種類	既存制度の対象事業等
①包括的相談支援事業	(介護) 地域包括支援センターの運営
	(障がい) 障がい者相談支援事業
	(子ども) 利用者支援事業
	(生活困窮) 自立相談支援事業
②地域づくり事業	(介護) ·一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業） ·生活支援体制整備事業
	(障がい) 地域活動支援センター事業
	(子ども) 地域子育て支援拠点事業
	(生活困窮) 生活困窮者等のための地域づくり事業
③事業多機関協働	多機関協働事業 <small>※新規 支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業</small>
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 <small>※新規 複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業</small>
	参加支援事業 <small>※新規 社会とのつながりを回復するため、本人やその世帯のニーズや抱える課題を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート及びマッチングを行う事業</small>

3. 支援会議

重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、市町村は、支援関係機関をはじめとする、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援を行う者その他の関係者で構成する「支援会議」を組織することができます。

この「支援会議」は、前述の「重層的支援会議」とは異なり、支援対象者の同意が得られないために支援関係機関等での情報共有や役割分担が進まず、また、予防的・早期支援のための体制整備が進まない場合等に検討を行う会議体で、構成員には守秘義務が課せられます。

4. 包括的な支援体制の整備に必要な施策

改正法により、市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする次の各施策の積極的な実施等を通じ、包括的な支援体制の整備に努めることとされています。

法に定める重層的支援体制整備事業に加えて、社会福祉法人やNPO法人など、地域の関係機関と連携・協働し、地域生活課題の解決に資する支援のために必要な施策・事業に取り組む必要があります。

- (1) 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備のための施策
- (2) 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備のための施策
- (3) 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化・複雑化した地域生活課題を解決するための体制整備のための施策

III. 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（総論）

1. 計画の位置付け

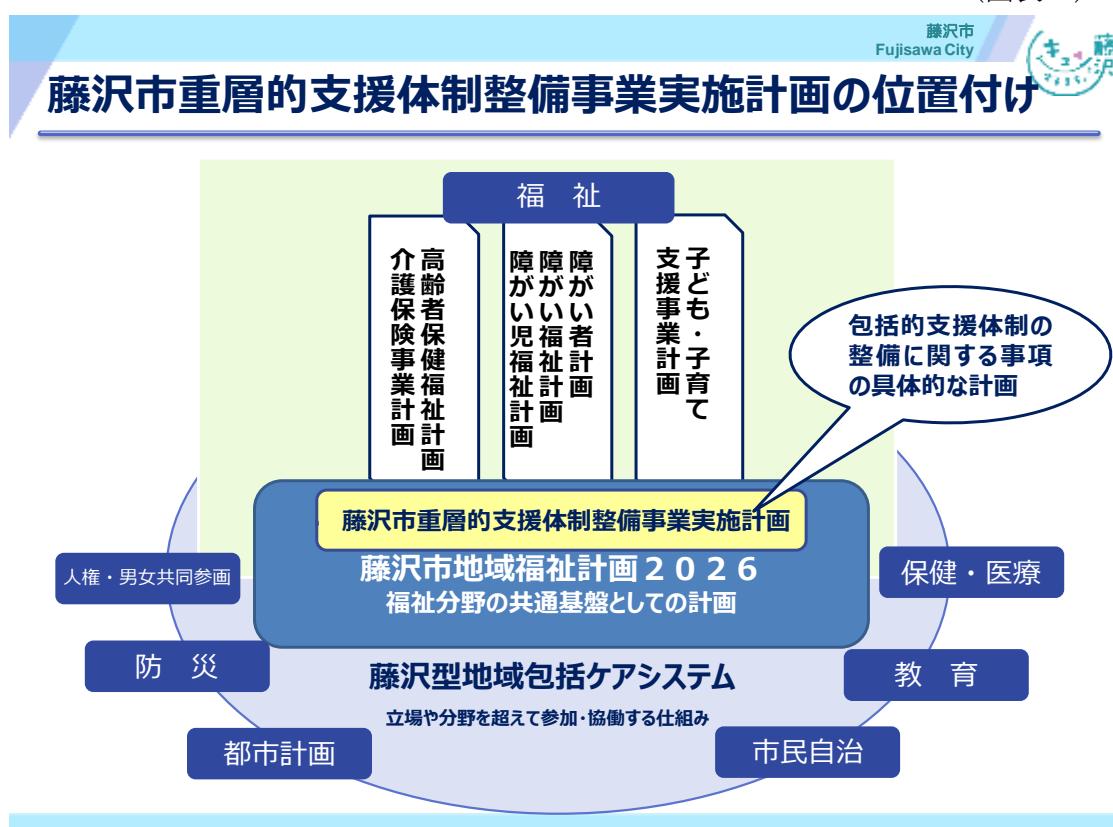
「重層的支援体制整備事業実施計画」は、高齢者、障がい者、児童をはじめとする福祉の各分野における、共通的事項を盛り込んだ「地域福祉計画」に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的支援体制整備事業の実施に関する具体的な計画を定めるものとされています。

本市では、福祉の各分野の基盤計画として「藤沢市地域福祉計画2026」を定めており、当該計画の中で、藤沢型地域包括ケアシステムを推進することで、包括的な支援体制の整備と地域共生社会の実現をめざすことを明確に記載し、重層的支援体制整備事業についても実施に向けて調整中とされています。

のことから、藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画は、「藤沢市地域福祉計画2026」に基づく施策の具体的な実施計画として、また、藤沢型地域包括ケアシステムにおける取組事項としても位置付けるものです（図表5）。

本計画の策定により、「藤沢市地域福祉計画2026」で定めた施策の具体化を進め、さらに、本計画で定める諸施策・諸事業を所管する府内の各部署や支援関係機関が、重層的支援体制整備事業の意義を共通事項として捉えることにより、これまでの取組のさらなる深化・推進をめざします。

（図表5）



2. 計画期間

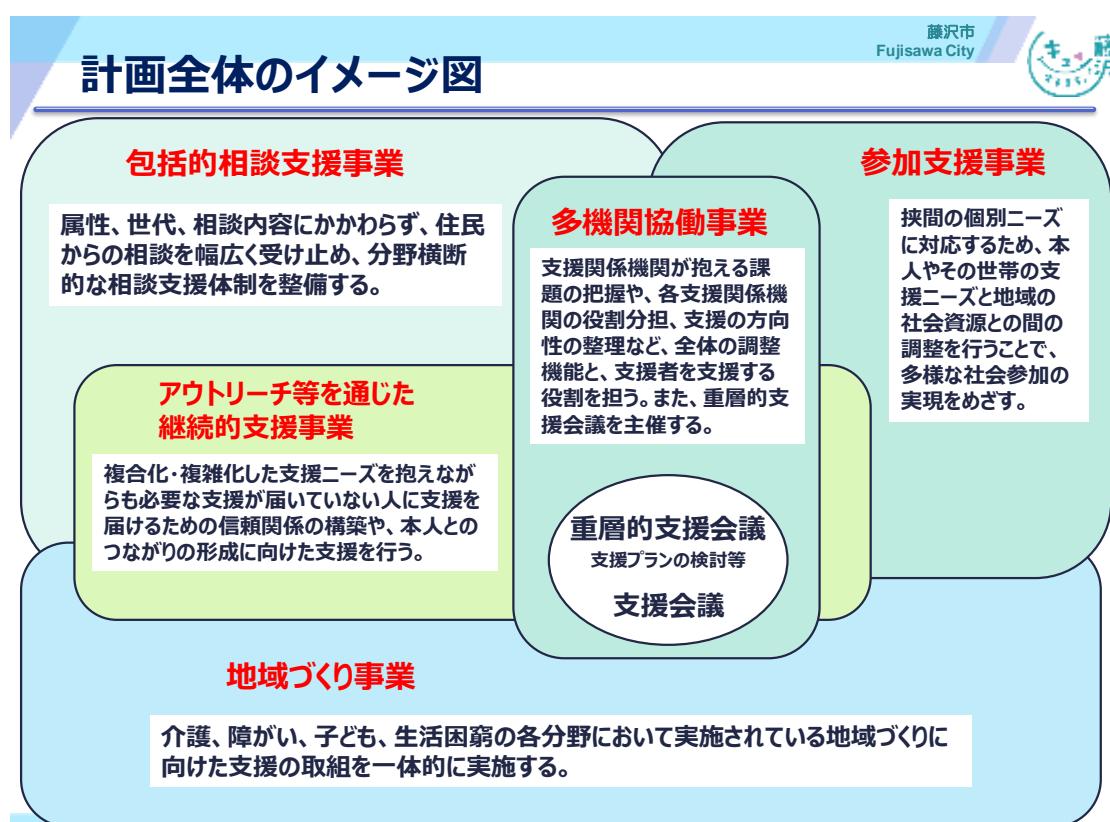
本計画の計画期間は、令和5年度から「藤沢市地域福祉計画2026」の終期となる令和8年度までの4年間とし、具体的な事業の実施計画であることから、毎年度評価を行い、必要な修正を行います（「V. 計画の推進体制」参照）。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画	評価修正	評価修正	評価修正	計画改定
藤沢市地域福祉計画 2026	中間見直し			計画改定

3. 計画全体のイメージ

本市では、「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進する中で、多様な主体が協働した支えあいの地域づくりを基盤とする、包括的な支援体制の整備に向けて様々な取組を進めていることから、それらを最大限に活用した実施体制を構築するものとします。そのため、社会福祉法により対象となる事業に加え、関連する事業についても本計画に位置付けます（「IV. 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（各論・実施体制）」参照）。なお、計画全体のイメージは図表6のとおりです。

（図表6）



IV. 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画（各論・実施体制）

本計画の実施体制として、事業ごとの具体的機関や主な役割等については、次の表のとおりとします。なお、**法定事業**と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている事業を指します。

1. 包括的相談支援事業

相談支援機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
福祉総合相談支援センター （本庁） 北部福祉総合相談室 （湘南台文化センター内） （地域共生社会推進室）	直営	どこに相談すればよいのかわからない場合も含め、相談者（対象者）の属性、世代、内容等にかかわらず幅広く相談を受け付ける。必要に応じて庁内関係課や支援関係機関に丁寧かつ適切につなぐ又は連携して支援を行う。
地区福祉窓口 13か所 （市民センター・公民館） ※藤沢公民館を除く	直営	福祉サービスの手続き時等に、困りごとなどの相談があった場合は、相談者（対象者）の属性、世代、内容等にかかわらず受け止め、庁内関係課や支援関係機関に丁寧かつ適切につなぐ。
基幹型地域包括支援センター （高齢者虐待相談含む） （高齢者支援課）	直営	各分野における相談支援等の業務を通じ、所管分野に限らず広く支援ニーズの発見・把握に努める。
いきいきサポートセンター （地域包括支援センター19か所） （委託元・高齢者支援課） 法定事業	委託	また、相談者（対象者）の属性、世代、内容等にかかわらず、相談を受け止め、庁内関係課や支援関係機関に丁寧かつ適切につなぐ又は連携して支援を行う。
障がい者相談支援事業所 ①基幹相談支援センター ②地域相談支援センター4か所 ③専門相談支援事業所3か所 （発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がい） （委託元・障がい者支援課） 法定事業	委託	

相談支援機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
在宅医療支援センター ※支援機関からの相談に対応 (委託元・地域医療推進課)	委託	上記と同様
精神保健福祉相談 (保健予防課)	直営	
お口の相談窓口（在宅療養者等 歯科診療推進事業） (委託元・健康づくり課)	委託	
母子保健相談・子育て世代包 括支援センター（南北保健セン ター） (子育て給付課、健康づくり課) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業（利用者支援事業）</div>	直営	
子ども・子育て・青少年に關 する相談（児童虐待、障がい児、 子どもの発達相談含む） (子ども家庭課)	直営	
保育コンシェルジュ (保育課) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法定事業（利用者支援事業）</div>	直営	
ひとり親家庭相談 (子育て給付課)	直営	
ユースサポート・ユースワー クふじさわ (委託元・青少年課、産業労働課)	委託	
学校教育相談センター (教育指導課)	直営	
藤沢市民病院・患者総合支援 センター (市民病院)	直営	

相談支援機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
おくすり相談薬局 ※藤沢市薬剤師会による事業展開	自主事業	「おくすり相談薬局」を窓口として、かかりつけ薬剤師による地域の複合的な相談を受け付ける。相談内容に応じて、市関係課及び支援関係機関と連携を図る。
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ (地域共生社会推進室) 法定事業	直営	包括的相談支援事業の中核的役割を担う。 様々な課題を抱える生活困窮者を中心に、相談者（対象者）の属性、世代、内容等にかかわらず幅広く対応し、アウトリーチも積極的に活用した継続的・伴走的支援を行う。
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ社協 (コミュニティソーシャルワーカー) (藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室) 法定事業	委託	また、庁内関係課や支援関係機関との連携はもとより、地域も含めたあらゆる社会資源とのネットワークを構築しながら、ソーシャルワーク機能を最大限に發揮する。

2. 地域づくり事業

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
市民センター・公民館 13か所 (まちづくり事業) (市民センター・公民館)	直営	地城市民団体の活動支援等を通じて地域生活課題を捉え、各地区の特性を踏まえたまちづくりを推進する。
地域の縁側 ①基幹型4か所 ②介護予防特化型2か所 ③基本型25か所 ④特定型8か所 (高齢者支援課、地域共生社会推進室) ①と②は法定事業	補助	属性や世代を問わない多世代交流の場や、特定のテーマに沿った対象者が交流できる居場所など、多様な主体が様々なコンセプトのもと、地域住民のつながりづくりや憩いの場を提供するとともに、地域住民が気軽に相談でき、困りごとを必要な支援につなぐ機能を備える。
地域の縁側活動支援事業 (藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室) 法定事業（生活困窮者等のための地域づくり事業）	委託	各主体が「地域の縁側」を円滑に運営し、その目的を達成することができるよう、実施支援、運営支援、見直しに関する支援、普及啓発などをを行う。
介護予防教室11か所 (委託元・高齢者支援課)	委託	介護予防に資する様々な活動を通じて、地域づくりや仲間づくり、地域活動の支援等を行う。
介護予防自主活動団体 (高齢者支援課) 法定事業	補助	地域住民が主体的に介護予防や健康増進に取り組むための活動支援を行う。
介護予防地域講師派遣 (委託元・高齢者支援課) 法定事業	委託	フレイル予防や介護予防を目的として、専門職による栄養、口腔、認知機能の向上のための運動、普及啓発及び情報提供を通して、地域づくりや地域活動の支援を行う。

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
<p>生活支援コーディネーター ①第1層 1人 ②第2層 17人</p> <p>(藤沢市社会福祉協議会ほか) (委託元・地域共生社会推進室)</p> <p style="text-align: center;">法定事業</p>	委託	地域の多様な主体と連携し、高齢者の日常生活における支援体制の充実強化と社会参加の推進を図ることを基本としつつ、属性や世代にかかわらず、多様な交流の場の整備や「人と人」「人と居場所」をつなぐコーディネート等を行う。
<p>協議体（13地区）</p> <p>(藤沢市社会福祉協議会ほか) (委託元・地域共生社会推進室)</p> <p style="text-align: center;">法定事業</p>	委託	生活支援コーディネーターを組織的に補完する役割として、地域の多様な主体が、地域ニーズや既存資源の把握など、定期的に情報共有を図り、連携を強化する場を設置することで、地域づくりにおける意識の統一を図る。
<p>地域活動支援センター ①I型1か所 ②III型5か所</p> <p>(障がい者支援課)</p> <p style="text-align: center;">②は法定事業</p>	補助	障がいのある方等の地域交流や、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。
<p>在宅医療支援センター</p> <p>(委託元・地域医療推進課)</p>	委託	地域団体等と連携して、市民に対して「在宅医療」や「ACP」などについて普及啓発（出前講座）を行う。
<p>子育て支援センター4か所</p> <p>(子育て企画課)</p> <p style="text-align: center;">法定事業</p>	直営 委託	子育て中の保護者が子ども連れで交流ができる場を提供する。 また、子育てアドバイザーによる子育てに関する相談・情報提供・講習等を行う。

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
つどいの広場 4か所 (委託元・子育て企画課) 法定事業	委託	親子が気軽につどい、交流ができる場を提供する。 また、子育てアドバイザーによる子育てに関する相談や情報提供を行う。
バックアップふじさわ社協 (コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援) (藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室)	委託	「藤沢型地域包括ケアシステム」の特徴でもあるコミュニティソーシャルワーカーが、地域に根差した相談支援とともに、地域のつながりづくりや地域活動のサポート、資源の開拓などの支援を行う。
地域福祉プラザ（地域福祉活動センター）の運営 (福祉総務課) (藤沢市社会福祉協議会) 一部法定事業	補助 自主事業	「地域をつなぐ～多様な主体による参加と協働」を基本コンセプトに、市社協による地域福祉活動センターを中心とした地域福祉プラザの運営を行う。
地区ボランティアセンター 12か所 (地域共生社会推進室)	補助	日常生活上の困りごと等に対する、地域のボランティアによる生活支援や、住民同士がふれ合うサロン活動を行い、支えあいの地域づくりを推進する地区ボランティアセンターの運営を行う。
おくすり街かど講演会 ※藤沢市薬剤師会による事業展開	自主事業	かかりつけ薬剤師による「おくすり街かど講演会」を実施し、医薬品の適正使用や副作用対策（ポリファーマシー、薬剤性フレイル等）についての普及啓発を行う。

3. 多機関協働事業等

(1) 多機関協働事業

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ (地域共生社会推進室) 法定事業	直営	単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の円滑な連携を図る。
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ社協 (コミュニティソーシャルワーカー) (藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室) 法定事業	委託	<p>基本的には支援者を支援する役割を担うが、必要に応じて支援関係機関と連携して直接的支援も行う。</p> <p>また、多機関協働事業者として作成した、①支援プランの適切性の協議、②プラン終結時の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討、などを目的とした「重層的支援会議」を主催する。</p> <p>なお、支援対象者の同意が得られず、情報共有や連携・協働が進まない場合等には、必要に応じて「支援会議」を主催する。</p>

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
基幹型地域包括支援センター (高齢者虐待相談含む) (高齢者支援課)	直営	包括的相談支援事業の実施機関としての役割に加え、多機関協働事業の協力機関として、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整や、地域における支援のネットワークづくりなどを行う。
いきいきサポートセンター (地域包括支援センター19か所) (委託元・高齢者支援課)	委託	
障がい者相談支援事業所 ①基幹相談支援センター ②地域相談支援センター4か所 ③専門相談支援事業所3か所 (発達障がい、高次脳機能障がい、 重症心身障がい) (委託元・障がい者支援課) ②は一部法定事業	委託	

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ社協 (コミュニティソーシャルワーカー) (藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室) 法定事業	委託	ひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域住民とのつながりを構築し、情報収集、本人との信頼関係構築・つながりの形成、訪問・同行支援などをを行う。
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ (地域共生社会推進室)	直営	生活困窮者自立相談支援の日常業務において、事案により本事業の趣旨に合致した相談支援を行い、必要に応じてバックアップふじさわ社協(コミュニティソーシャルワーカー)の後方支援を行う。
認知症初期集中支援チーム (高齢者支援課)	直営	医療・福祉・介護の専門職で構成するチームを組織し、認知症または認知症が疑われる人およびその家族を訪問し、相談支援やサービス利用支援などを集中的に行う。
こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローべビイ訪問～ (健康づくり課)	直営	出産後4か月までに助産師・保健師・看護師が世帯を訪問し、保健指導や健康相談の中で、困りごとを把握した際には、必要な情報の提供や関係機関への連携などの支援を行う。
包括的相談支援事業の実施機関 ※上記バックアップふじさわ社協及びバックアップふじさわを除く		上記各機関との連携協力をを行う。

(3) 参加支援事業

対象機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ社協 (コミュニティソーシャルワーカー)	委託	<p>例えば、経済的困窮状態にはないが、ひきこもり状態や不登校、一時的な住まいの確保が困難など、既存の事業では対応できない個別ニーズに対応するため、就労準備支援や一時生活支援、子どもの学習・生活支援等への受け入れ、その他多様な地域の社会資源とのつながりづくりや社会参加のための支援を行う。</p> <p>そして、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえ、社会参加に向けた資源の開拓、メニューづくりや、参加の場・働く場とのマッチングを行う。</p> <p>なお、支援の方向性や内容についてプランを作成し、重層的支援会議に諮る。</p>
(藤沢市社会福祉協議会) (委託元・地域共生社会推進室)		
法定事業		
生活困窮者自立相談支援機関 バックアップふじさわ (地域共生社会推進室)	直営	生活困窮者自立相談支援の日常業務において、事案により本事業の趣旨に合致した相談支援を行い、必要に応じてバックアップふじさわ社協(コミュニティソーシャルワーカー)の後方支援を行う。
ユースサポート・ユースワークふじさわ (委託元・青少年課、産業労働課)	委託	若者の自立・就労を支援する相談窓口として、一人ひとりの状況に応じて段階的で細やかな支援を行うとともに、居場所や各種セミナー、体験を通じた活動への参加の機会を提供する。

以上の具体的な実施体制をまとめ、イメージしたものが、図表7になります。

(図表7)

計画全体のイメージ図



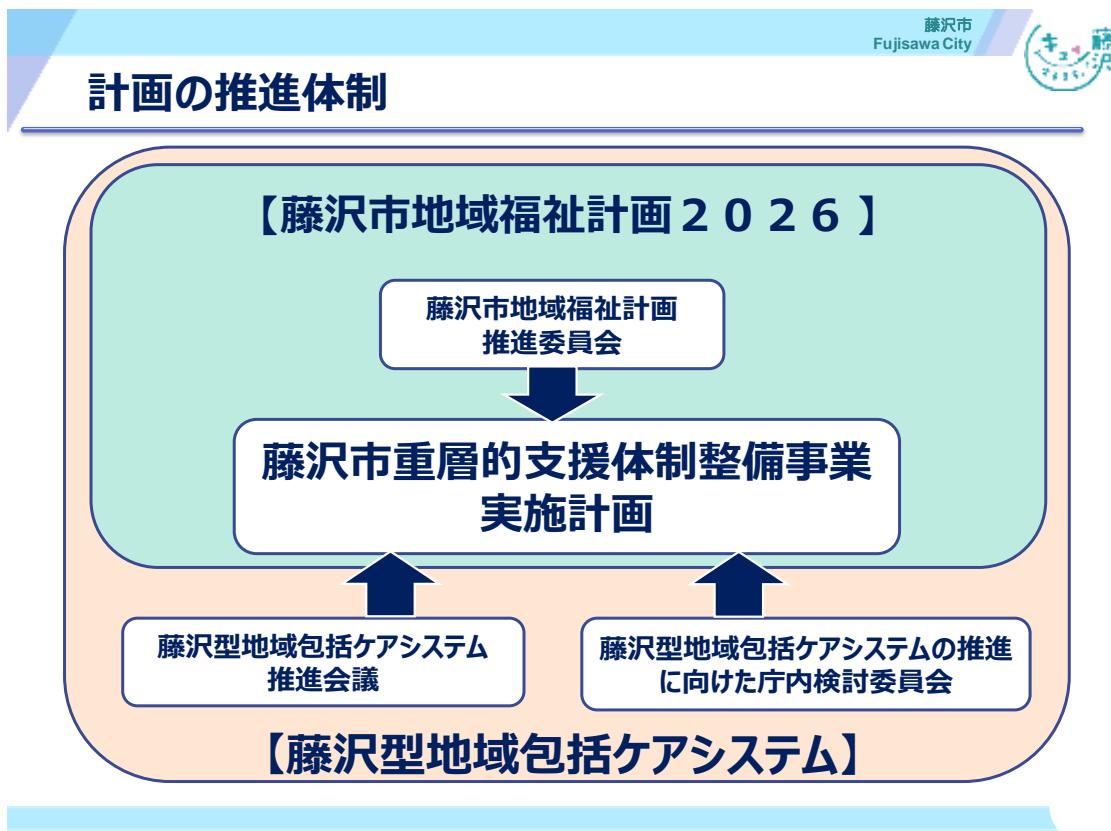
V. 計画の推進体制

本計画は、前述のとおり「藤沢市地域福祉計画2026」に基づく施策の具体的な実施計画であり、また、「藤沢型地域包括ケアシステム」における取組事項に位置付けられるため、それぞれの推進にあたる会議体が、本計画についても推進する役割を担うものとします。

具体的には、「藤沢市地域福祉計画推進委員会」及び「藤沢型地域包括ケアシステム推進会議」さらには府内横断的な組織である「藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けた府内検討委員会」に本事業の実施状況を適宜報告し、地域住民や地域福祉に関する各分野の関係者、関係職員等により意見交換を行う機会を設けることとします(図表8)。

そして、それらを通じて得られた意見等を踏まえ、毎年度、実施状況について評価を行い、必要と認められる場合には、計画の修正を行うこととします(「III. 2. 計画期間」を参照)。

(図表8)



VII. 地域共生社会に向けて

生活困窮、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー、そしていわゆる「ごみ屋敷」、さらには孤独死・孤立死等々・・。個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが顕在化しても、既存の制度等の対象から外れた「狭間」にある方や、必要な支援が届かず置き去りにされている方も存在しています。

このような方が、複雑で多様な課題を抱えていることを踏まえつつ、住民生活に身近な市町村レベルでの対人支援においては、社会との多様な関わりを基礎として、自律的な生活を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められており、重層的支援体制整備事業は、そのような体制強化のために創設されたものです。

これまで見てきたように、地域包括ケアシステムから地域共生社会へと、法制度の改革が加速していますが、それらを運用（活用）するのは私たち行政機関をはじめ、支援関係機関や地域住民の皆さんであり、「地域で共に生きる社会をつくる」ためには、みんなが法制度の趣旨を理解したうえで、地域の課題を共有し、協働して解決に取り組む必要があります（参加と協働）。

特に市町村は、地域福祉を地域住民や支援関係機関に丸投げすることなく、地域づくりのための環境整備や、包括的な支援体制の整備を責任もって行わなければなりません。

地域共生社会の実現に向け、本市においても、関係する職員一人ひとりが高い意識を持ち、これまで以上に、地域で活動されている方々や支援関係機関との連携を深めながら、地域の特性や課題を踏まえた地域づくりと、様々な困りごとを抱える住民に対する重層的な支援が展開できるよう、本計画を実践していくことが求められます。

藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画

発行 2023年（令和5年）3月

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466-50-3533 FAX 0466-50-8415

藤沢市のホームページアドレス

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>